

おケガの補償を充実したプラン

PTA団体傷害保険 (傷害保険普通保険約款+PTA団体傷害保険特約+細菌性食中毒補償特約+熱中症危険補償特約(PTA団体傷害保険特約用))

(単位PTA毎)

PTA行事に参加した

保護者がケガをした



PTA行事に

保護者が同伴した幼児がケガをした



ボランティアの

登下校見守り隊のおじさんがケガをした



(PTA事前承認済の場合)

死亡保険金	200万円
後遺障害保険金(障害の程度によって)	8万円~200万円
入院保険金 日額(1事故につき180日限度)	3,000円
手術保険金 (1事故あたり1回) 手術の際の入院の有無によって	入院中 3万円 入院以外 1.5万円
通院保険金 日額(1事故につき90日限度)	2,000円
年間保険料(一時払い) 1世帯当り	80円
単位PTAの保険料(一時払い)	1世帯当りの保険料 × (世帯数 + 教職員数) となります。

●PTAの活動中の「熱中症」「細菌性食中毒(O-157)など」も補償します。

❗ 次の場合は保険金をお支払いできません

- 保険契約者や被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によるケガ
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- 無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用している運転中のケガ
- 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ
- 妊娠・出産・早産・流産、外科的手術その他の医療処置
- 地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ
- 戦争・暴動等によるケガ
- 核燃料物質等の放射性、爆発性等その他の有害な特性またはこれら特性によるケガ
- むちうち症または腰痛・その他の症状で医学的他覚所見のないもの

- 山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、リュージュ、ポブスレー、その他これらに類似の危険な運動によるケガ
- 自動車、オートバイ、モーターボート等によるレース中(練習中を含みます。)のケガ

対象とならない主な例

歓迎会、懇親会、部活動、修学旅行、(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付金制度の給付対象となるもの…など

※被保険者とは、この補償の対象となる方をいいます。

PTA団体傷害保険Q&A

Q 未就学の弟がPTA主催の行事に参加しますが、補償の対象となりますか?	Q 休日の土曜日に補習授業を行います。補償の対象となりますか?	Q PTA主催のソフトボール大会の参加中に、熱中症で倒れました。補償の対象となりますか?
A PTA会員の同居の親族であれば、兄弟や祖父母も補償の対象となります。	A その補習授業が、PTAが主催または共催するものであれば補償の対象となります。	A 熱中症危険補償特約がセットされていますので、ケガをした場合と同様に補償の対象となります。

PTA活動に起因する賠償責任補償プラン

PTA賠償責任保険 (賠償責任保険(個人用)普通保険約款+PTA特別約款+児童・生徒補償対象外特約)

(単位PTA毎)

PTA活動中に

来賓にケガをさせた(対人)



PTA活動中に

第三者の財物を壊した(対物)



PTA活動中に

学校から借りたものを壊した(保管物)



日本国内で行われるPTA活動の遂行に起因する事故により他人の身体や財物へ損害を与えたことについて、PTAが法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いいたします。

賠償責任補償プランの年間保険料は **児童・生徒数 × 8円** となります

補償内容	身体の賠償	1回の事故につき1名につき1億円 1事故1億円を限度としてお支払いします。(自己負担額なし)
	財物の賠償	1回の事故につき1,000万円 (自己負担額なし)
	保管物賠償	1回の事故につき10万円 保険期間中の限度額を1,000万円としてお支払いします。(自己負担額1事故あたり5,000円)

補償の対象となる事故

PTAの管理下(P4の(*1)参照)において保険期間中に発生した事故によりPTAが次のような損害を被った場合に保険金をお支払いします。

- ☆PTA活動(P4の(*2)参照)に起因した偶然な事故により、他人の身体や財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合(ただし行事に参加するための往復途上で発生した事故については対象となりません)
- ☆PTA活動中、被保険者が第三者から借用したスポーツ用具等を、PTA会員または生徒が損壊(対物事故)し、または紛失もしくは盗取されたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合

❗ 次の場合は保険金をお支払いできません

- △保険契約者、被保険者の故意による損害
- △戦争、外国の武力行使、革命、その他これらに類似の事象または暴動による損害
- △地震、噴火、またはこれらによる津波による損害
- △被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された賠償責任
- △施設の改築、修理、取壊し等の工事に起因する賠償責任
- △自動車・車両の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- △被保険者の占有を離れた物や飲食物に起因する賠償責任
- △借用した保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による破損に対する賠償責任
- △借用した保管物を返還した日の翌日から30日を経過した後に発見された保管物の損壊に対する賠償責任
- △PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた賠償責任…など

PTA賠償責任保険Q&A

Q 賠償責任保険の対象となる事故は、ケガに限られるのですか?	Q PTA活動に参加するために自宅からの移動中の事故は対象となりますか?	Q PTA活動中、保護者の個人的な賠償事故が発生した場合にも補償してもらえますか?
A 他人のケガばかりでなく、財物の損壊事故であっても、PTAに法律上の損害賠償責任があると認められれば対象となります。	A PTA賠償責任保険では、自宅との往復途上の事故は対象となりません。PTA団体傷害保険では、自宅と行事開催場所との往復途上も補償の対象となります。	A PTA賠償責任保険の被保険者(補償を受けられる方)は、団体としてのPTAです。PTAが法律上の損害賠償責任を負わない場合は、補償の対象となりません。